

学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

○ 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第二条抜粋）

児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は、創立期からの校訓「克己・協調・創造」の精神とともに、「礼を正し、場を清め、時を守る」という生活訓のもと、基本的生活習慣の確立を基礎とした学校経営を行っており、自主的・創造的な働きかけのできる人間の育成を目指している。

全ての生徒が安心、安全な学校生活を送り、有意義で充実した学校活動に取り組むことができるように日常の指導体制を整備し、いじめの問題に対する正しい理解に基づき、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、昭和58年に地域の強い要望を受け、川西市内で3番目の県立全日制高等学校として、豊かな自然が残る一庫大路次川を見下ろす閑静な丘陵地に開校し、令和4年に創立40周年を迎えた。

「開かれた学校作り」を推進し、様々な教育活動に積極的に取り組む中で、特に創立以来かかげてきた「なすことによって学ぶ」をスローガンとした勤労体験学習や、地域行事への参加を奨励し、社会性や自主性を育む教育に取り組んできた。

いじめについては、人権侵害であり、人として決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを認識しながら放置することがないようにする。そのため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」という認識を全ての職員が持ち、日々の学校生活を改善する中で、好ましい人間関係を築くことを目指す。

具体的に述べると、生徒たちが学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であり、その授業に対して生徒が主体的に参加し、教育活動全体を通して「自己有用感」がもてるように全ての教師が工夫し、準備することが重要である。併せて、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめに対する校内の組織的対応の充実を図るとともに、県、市町、学校、家庭、地域その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指す。

自分がそこにいる意味を理解し、当事者の立場に立って、互いを尊重し合う心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

○ 自己有用感

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる自己の有用性のこと。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見もしにくいものである。潜在化しやすいものだと認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめの疑いや兆候を見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止のため、落ち着いた学習環境を教職員が一丸となって整え、これまで以上に「わかる授業づくり」を進めることにより、生徒に自信を持たせるとともに、学校行事等において集団の一員としての自覚を育み、人権尊重の精神の涵養を図る。

いじめの早期発見のため、様々な取組を体系的・計画的に行い、カウンセリング・マインド研修等の校内研修や各種会議、個人面談、生活実態調査等年間の指導計画を定め、定期的に情報を収集する。

(3) いじめが起こった場合の組織的対応

いじめの疑いや兆候を認知した時には、教職員が問題を軽視することなく、早期に生徒指導部へ報告し情報共有する等適切に初期の対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先として考え、校内に「トラブル対応チーム」を設置し、情報を収集、記録し、事実確認を行い、教職員全員の共通理解の下、迅速にいじめの解決にむけ組織として対応する。

なお、忘れてはならないのが、あらゆる事態の対応に際して当該生徒を不在にしないことである。生徒の話をしっかりと聞き、問題解決にむけて生徒が主体的に参加できるように時間をかけてことにあたる必要がある。

4 重大事態への対応

○ 重大事態（いじめ防止対策推進法第二十八条抜粋）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 事実関係を明確にするための調査

重大事態においては、県教育委員会と連携を図りながら、しっかりと事実に向き合い、すみやかに「トラブル対応チーム」が主体となって対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査をする。

(2) 調査に関わる情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。この際、生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

(3) 調査結果の報告及び調査結果を踏まえた措置

重大事態の発生及び調査を行った結果については、状況を適切に判断した上で速やかに県教育委員会等の関係機関に報告する。また、県教育委員会等の支援のもと、校長が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。また、事案によっては、県教育委員会の支援のもと再調査、その結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

5 その他の事項

(1) 家庭や地域との連携

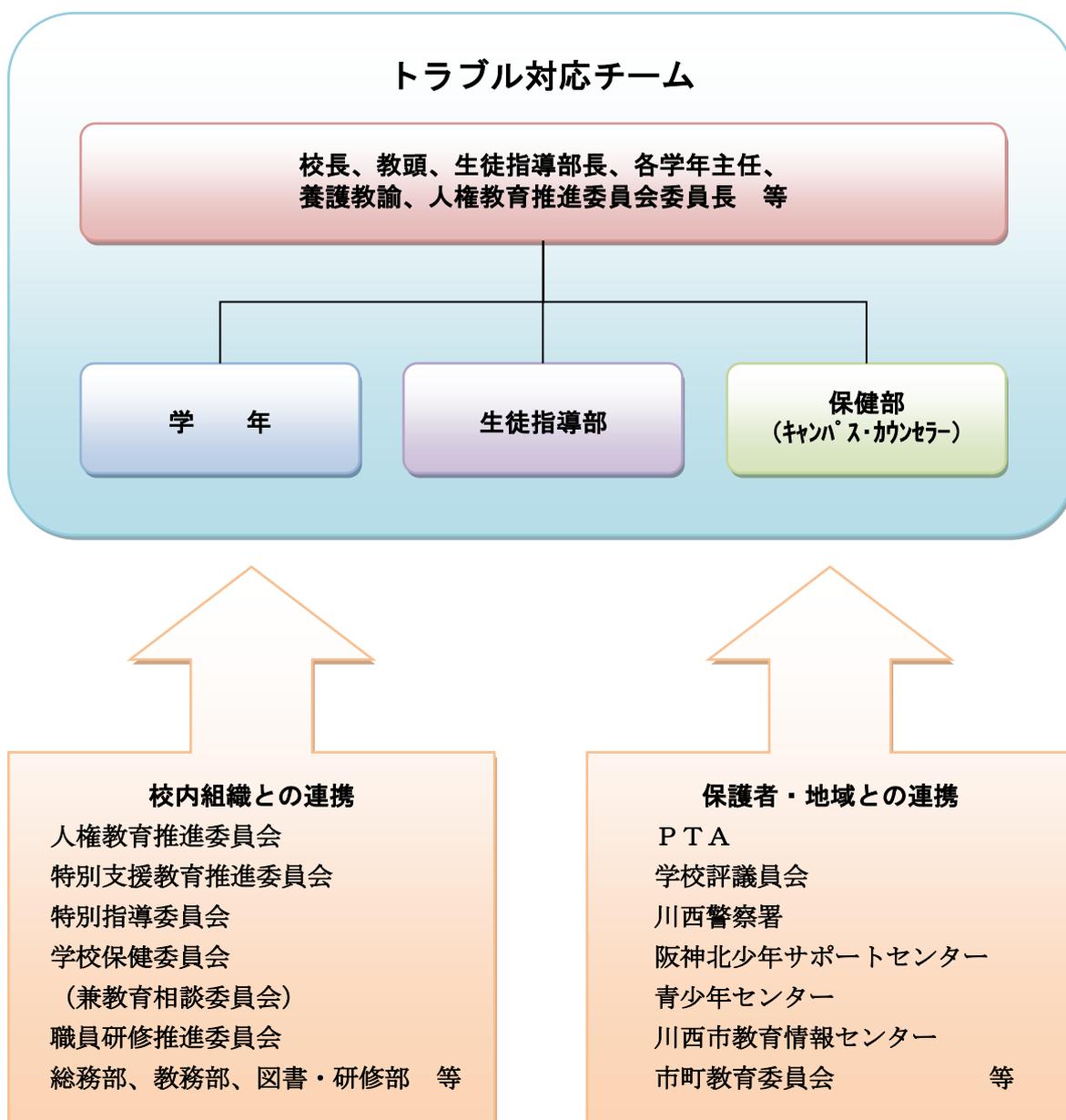
本校は開校以来、地域に信頼される「開かれた学校づくり」を推進してきており、「北陵だより」や学校ホームページで情報発信に努めてきた。いじめ防止の件についても、地域、保護者の方々と三位一体となって取り組む必要があるため、本方針をホームページで公開するとともに、学校評議員会、保護者会、懇談等の場を利用して保護者や地域の方々へ情報提供し、意識啓発に努める。

(2) いじめ防止等の取組の点検・改善

いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「トラブル対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。その際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校評価に位置づけて評価を行うとともに、地域や保護者、また生徒からの意見や要望も積極的に聴取するように留意する。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは人権を侵害するものであり、絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等について)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「トラブル対応チーム」を設置する。
- 3 「トラブル対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



別紙2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室

- 1 朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。又は、靴が靴箱の中に入っていないことが多い。
- 2 廊下やトイレ等、集団で使う場所の汚れが目立ち、その状態で放置されている。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 他の生徒の机と机の間隔と大きく違い、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

集団

- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

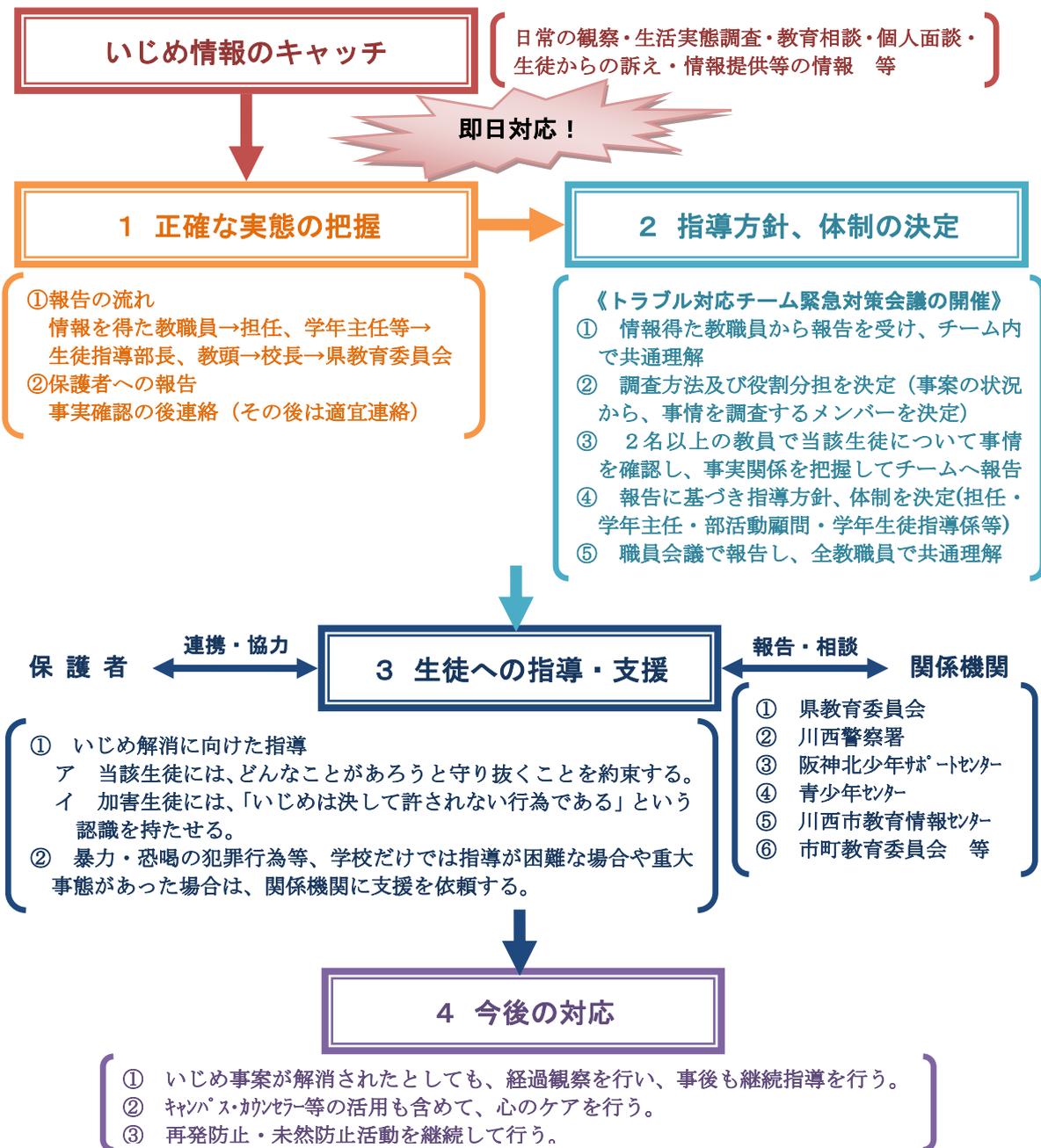
いじめられている生徒

- 11 わざとらしくはしゃいでいたり、にやにやしたりすることが目立つ。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 15 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 生活実態調査の記述欄に多くの記述をする。
- 17 生活実態調査を提出しない。
- 18 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱のくつ（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠されたりする。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 教室にいつも遅れて入ってくる。（自教室にいたがらない）
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっていたりする。
- 25 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている生徒

- 31 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- 32 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりしてしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

別紙3 組織的対応の流れ



○ 重大事態の対応

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や保護者会を実施する。
- ④ マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

○ ネット上でのいじめへの対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいというのに、広範囲に広がる危険性がある。
- ① 専門家によるネットに関する正しい知識を生徒に提供するとともに、個別面談等により、生徒からネット上の情報を積極的に収集する。
 - ② 誹謗中傷を書き込むことはいじめにもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

年間指導計画						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員・研修等 会議			事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1			
	トラブル対応チーム会議①	トラブル対応チーム会議②	トラブル対応チーム会議③	トラブル対応チーム会議④		トラブル対応チーム会議⑤
	年間指導計画立案	PTA総会における保護者向け啓発活動	生活実態アンケート① ※3		カウンセリングマインド研修会①	
	職員研修会① ※2					職員研修会②
未然防止へ向けた取組	いじめの未然防止に関する職員研修会	勤労体験学習	中高連絡会による情報収集	生徒指導部長講話		生徒指導部長講話
	生徒指導部長講話	一斉登校指導	一斉登校指導			中高連絡会による情報収集
	1年オリエンテーション合宿			一斉登校指導		一斉登校指導
	インターネットスマホ講話					
早期発見へ向けた取組	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談
	個別面談週間			3者面談		
	中学訪問による情報収集・確認			学校評議員会①		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員・研修等 会議			事故発生時、緊急対応会議の開催			
	トラブル対応チーム会議⑥	トラブル対応チーム会議⑦	トラブル対応チーム会議⑧	トラブル対応チーム会議⑨	トラブル対応チーム会議⑩	今年度の反省と次年度の課題
		生活実態アンケート②			生活実態アンケート③	
未然防止へ向けた取組	公開授業週間	一斉登校指導	中高連絡会による情報収集	一斉登校指導	学校評議員会②	勤労体験学習
			生徒指導部長講話			生徒指導部長講話
						人権教育LHR
早期発見へ向けた取組	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談	教育相談
			3者面談			

※1 緊急対応会議: 事案発生時には、トラブル対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。

※2 職員研修会①: いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 いじめ実態アンケート: いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。